

資料 4 環境保健行政の現状について

- ① 公害健康被害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 水俣病問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ③ 石綿健康被害救済制度に関する最近の動向について・・・・・・ 19
 - ・石綿健康被害救済制度における肺がん等の判定基準の見直しについて
 - ・石綿健康被害判定小委員会の開催状況等について
 - ・中皮腫登録事業について
- ④ 化学物質審査規制法の施行状況について・・・・・・・・・・・・ 25
- ⑤ 化学物質の環境リスク初期評価（第11次とりまとめ）の結果について・・・・・・ 33
- ⑥ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について・・・・・・ 37
- ⑦ 水銀に関する水俣条約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- ⑧ 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策について・・・・・・ 51
 - ・福島県民健康管理調査の実施状況について
 - ・福島県外3県における甲状腺結節性疾患有所見率等調査の結果について

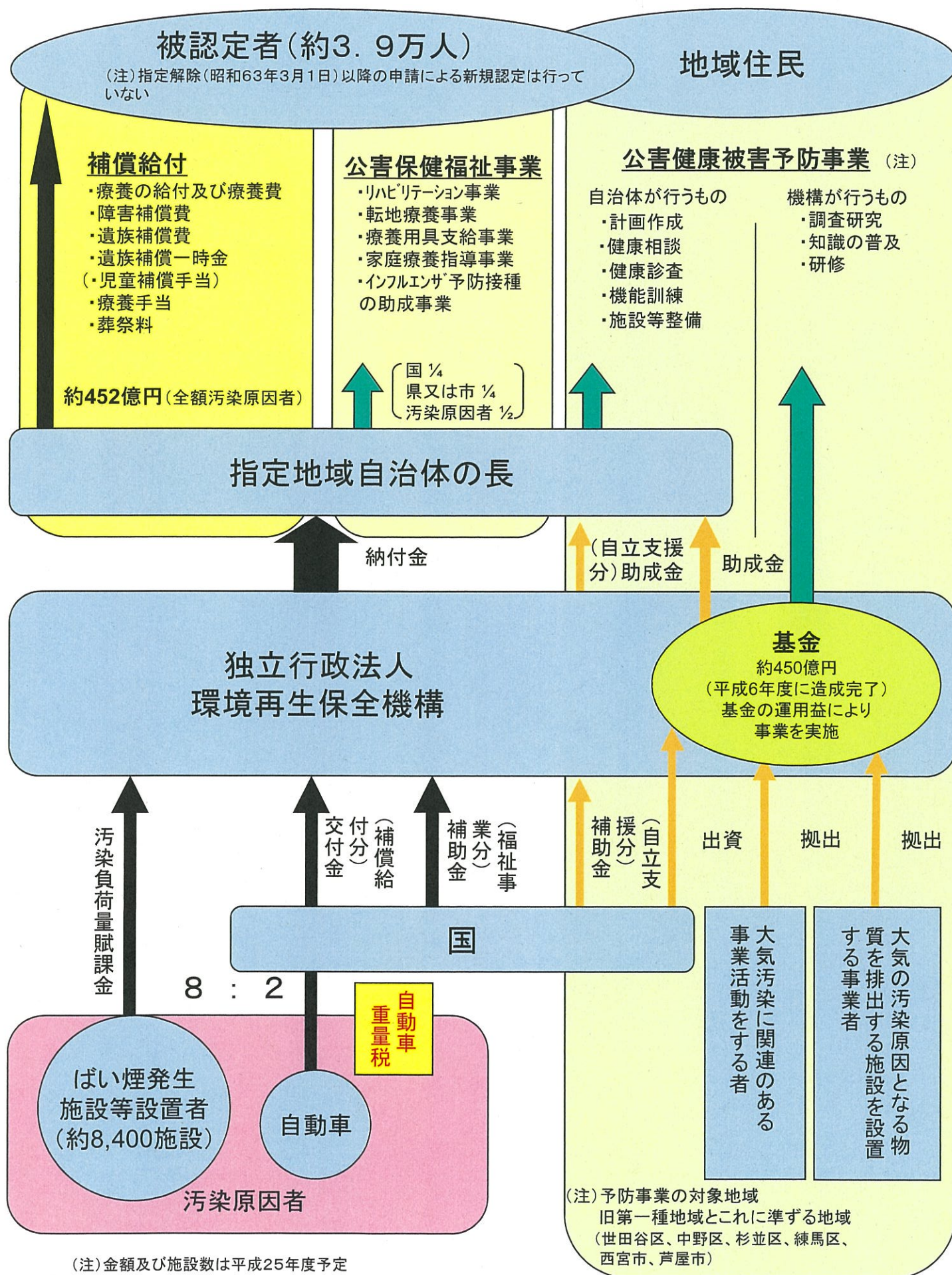
①公害健康被害対策について

1. 公害健康被害補償の全体像

補償等の対象者

– 2 –

旧第一種地域の補償給付、
公害保健福祉事業及び公害健康被害予防事業とその財源



2. 第一種地域の指定解除について

(1) 昭和62年制度改正について

第一種地域の指定の解除

かつてに比べ大気汚染の状況が改善され、個々人に対し制度上の割切りとして補償を行う合理性が失われてきたとの判断により、昭和62年に公健法が次のように改正され、昭和63年に施行された。

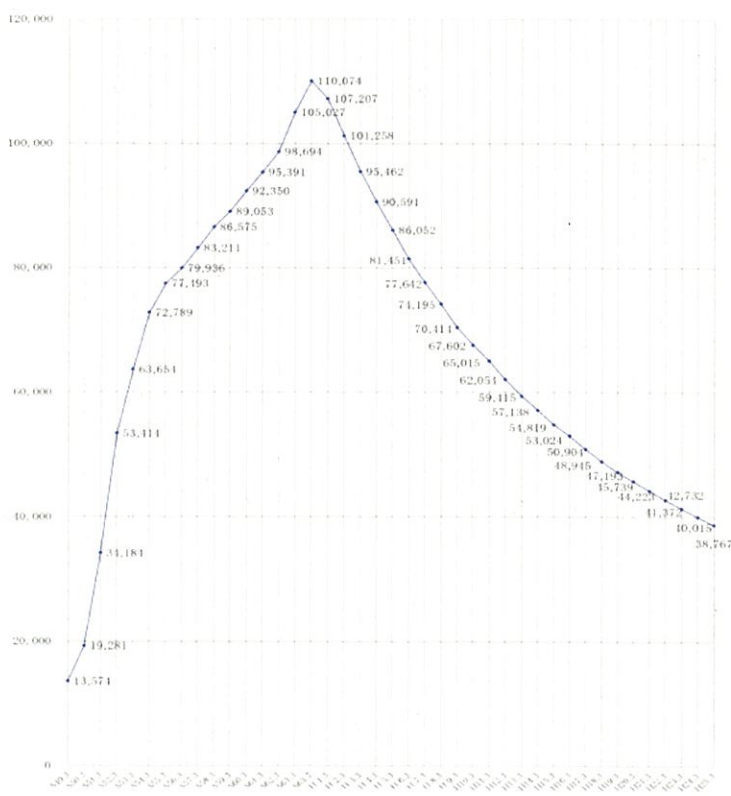
- ① 指定地域を全て解除し、新たな患者の認定は行わない。
- ② 新たな基金を設け、公害健康被害予防事業を実施する。

指定地域の解除後における対策

- ① 昭和63年の地域解除前に認定された患者に、補償給付を継続実施。
 [・平成25年3月末現在の認定患者約3.9万人
 ・平成25年度の年間給付予算額約452億円]
- ② 環境再生保全機構において、基金を設け、公害健康被害予防事業（地域住民の健康相談や健康診査、環境改善など）を実施。
- ③ 昭和62年法改正時の国会附帯決議などを踏まえ、以下の事業を実施。
 ・局地的な大気汚染による健康影響に関する調査
 ・環境保健サーベイランス調査

被認定者数(H25.3末生存者)	
旧第一種地域	38,767
水俣病	653
イタイイタイ病	4
慢性砒素中毒	53

図3 現存被認定者数の推移(旧第一種地域)



②水俣病問題について

水俣病対策の現状について

1. 水俣病問題への取組の現状について

① 水俣病被害者救済特措法の「救済措置の方針」に基づく救済

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（平成 22 年 4 月 16 日閣議決定）」に基づき、平成 22 年 5 月 1 日から申請受付を開始し、平成 24 年 7 月末で申請受付を終了した。現在、対象者の判定を行っているところ。

※申請者数（平成 24 年 7 月末現在）

救済措置申請者数	48,327 名	
水俣病被害者手帳への切替申請者数	16,824 名	計 65,151 名

② 水俣病問題の解決に向けた今後の取組について

水俣病問題は水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置のみで解決するものではなく、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、引き続き、水俣病認定患者、水俣病被害者、ご家族などが安心して暮らしていけるよう水俣病発生地域における医療・福祉対策を推進するとともに、水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）を推進していくこととしている。

なお、平成 24 年度から、特措法に基づく救済措置に申請されなかった方で健康不安を訴えられる方を対象に、年に 1 回、医師による健康診断、保健師による保健指導等が無償で受けられる「健康不安者に対する健診事業」を実施している。

2. 公健法に基づく認定申請者数等の状況について（平成 25 年 4 月末現在）

① 関西訴訟最高裁判決（16 年 10 月）後の公健法認定申請者数（未処分者数） 369 件

② 関係県市の認定審査会の審査状況

- ・熊本県 19 年 3 月に再開後、19 年 5・7 月、21 年 2・6・7・10・11 月、22 年 2・5・11 月、23 年 2・6・7・10・11 月、24 年 2・7・11 月、25 年 3 月に開催
- ・鹿児島県 20 年 12 月に再開後、22 年 12 月、23 年 7・11 月、24 年 2・9 月、25 年 1 月に開催
- ・新潟県・市 19 年 3 月に再開後、19 年 12 月、20 年 12 月、21 年 4 月、22 年 3 月、23 年 3・12 月、25 年 3 月に開催

③ 現在継続している訴訟の状況

- ・新潟水俣病第 3 次訴訟 19 年 4 月提訴（原告）12 人（被告）国・新潟県・昭和電工
- ・水俣病被害者互助会訴訟 19 年 10 月提訴（原告）9 人（被告）国・熊本県・チッソ

水俣病問題の解決に向けた今後の対策について

平成 2 4 年 8 月 3 日

環 境 省

水俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律、平成 7 年の政治解決、平成 1 6 年のいわゆる関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病対策等に基づき、各種対策が講じられてきたところですが、さらに平成 2 1 年 7 月に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」といいます。）が制定され、それを受けて平成 2 2 年 4 月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」といいます。）が閣議決定され、それに基づき平成 2 2 年 5 月から救済措置の申請の受付を行ってきたところです。救済措置の方針に定められた救済の内容については、国、熊本県及び原因企業を被告としたノーモア・ミナマタ訴訟において原告・被告の双方が合意をした、裁判所の和解所見（平成 2 2 年 3 月）を踏まえて、救済の対象となる方々の要件等を定めて、運用を行ってきたところです。

その結果、平成 2 2 年 5 月 1 日の運用開始から本年 7 月 3 1 日までの 2 7 ヶ月に及ぶ申請受付の間に、合計約 6 万人を超える方々から申請を受ける見込みとなりました。

これらの申請をされた方につきましては、特措法における、「3 年以内を目途に救済対象者を確定する」との規定に基づき、関係県市の協力により、引き続き、審査・判定業務を進めていくこととなりますが、国としては、これを以て水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、別紙のとおり、今後の医療福祉や地域振興に関して関係地方公共団体や関係事業者と協力して、施策を講じてまいります。

(別紙 1) 医療・福祉施策の取組と今後の方針

高齢化が進む胎児性患者等の方々やその御家族など関係の方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、国、関係地方公共団体、関係事業者などの協力の下、必要な通所サービスやショートステイ等の在宅支援サービス、地域の医療との連携などの医療・福祉施策を行ってきました。具体的には、胎児性患者等の地域生活を支援する小規模多機事業所及び在宅サービス事業への補助、在宅の方への訪問事業や外出支援事業への補助等を行うことに加え、神経症状の緩和や運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーション等モデル事業、交流の場の整備等を行ってまいりました。

今後はさらに、胎児性患者等の御家族など高齢化に伴い、御家族による介護が将来困難になる可能性を見据え、胎児性患者の方々が将来にわたり安心して生活できるよう、必要な在宅サービスの充実・強化や施設の整備について、関係者と協議の上、進めていくこととします。

また、大学病院と連携し、必要な医療を提供してまいります。具体的には水俣市立総合医療センターの神経内科外来をより充実するとともに、地域の医療機関、研究機関等と水俣病診療に関するネットワークを構築します。それによって、胎児性患者等の方々、さらには広く地域住民の方々に対してさらに安定して質の高い医療を提供することを目指してまいります。

さらに、今回の救済措置に申請されなかった方であっても、今後、健康に不安を感じる方がいらっしゃる可能性を考慮し、健康不安を訴える方についての、健康診査事業の実施を検討します。

水俣病発生地域の住民の方々の生活の質の向上や同地域の医療・福祉先進モデル地域づくりの充実・強化については、引き続き、地域の皆様のご要望について意見交換を行いながら必要な事業を進めてまいります。

医療・福祉に関する具体的な取組は以下のとおりです。

(1) 環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（予定を含む）

- 胎児性水俣病患者等認定患者への支援事業
 - ① 住まいの場（ケアホーム等）
 - ② 神経内科医師水俣派遣事業
 - ③ 胎児性水俣病患者の生活支援のあり方検討
 - ④ 胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業の拡充（胎児性患者等への支援継続及びレスパイト支援等）
 - ⑤ 水俣病を理解したホームヘルパー養成等の支援
 - ⑥ 胎児性患者等に対するケアマネジメント・相談体制の充実
 - ⑦ 胎児性患者等リハビリ支援事業
 - ⑧ 水俣・芦北地域水俣病被害者等保健福祉ネットワーク事業の充実
- 認定患者以外の方々への支援事業
 - ① 神経内科医師水俣派遣事業（再掲）
 - ② 離島等医療・福祉推進モデル事業
 - ③ 水俣病相談・健康相談窓口の設置
 - ④ 介護予防教室の実施
 - ⑤ 水俣・芦北地域見守り活動等支援事業
 - ⑥ 健康管理事業（フォローアップ事業も含む）
- 地域の高齢者等への支援事業
 - ① 高齢者の生きがいとふれあい作り促進事業
 - ② 障がい者相談支援事業所機能強化モデル事業等

(2) 公健法に基づく公害保健福祉事業の取組

- ① 療養に必要な用具の支給（平成 23 年度に車いすを対象用具に追加）
- ② 家庭療養指導事業 等

(3) 原因事業者（チッソ株式会社、昭和電工株式会社）による取組

- ① 明水園の運営支援（チッソ株式会社）
- ② 患者センターによる認定患者宅訪問（チッソ株式会社）
- ③ 胎児性患者等の安心介護支援事業（チッソ株式会社）
- ④ 手帳所持者に対する介護手当の給付（和解に基づくもの・昭和電工株式会社）

(4) 水俣市による取組

- ① 明水園の設置・運営

（別紙２）水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和（もやい直し）に関する取組

水俣病発生地域では、水俣病が発生し、半世紀以上にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼしたこと等を教訓に、例えば水俣市では、ごみの高度分別やリサイクルなど「環境モデル都市」としての取組を進め、環境保全を積極的に進めることによって市民の生活を豊かにする取組が実践されてきました。

しかし、人口減少、近年の景気の低迷等と相まって、地域社会の疲弊は著しく、水俣病問題の解決のためには、地域の再生・振興・雇用の確保、地域社会の絆の修復に関する取組の加速化を図り、「環境と経済が一体となって発展する持続可能な『真の豊かさ』が実感できるまちづくり」

（※水俣市・平成２３年度環境まちづくり推進事業概要報告書）を進めなければなりません。

そのため、上述のとおり、国としては、特措法等に基づく救済措置が終了した後も、引き続き水俣病問題に真剣に向き合い取り組むこととし、医療福祉の取組に加え、地域の再生・振興・雇用の確保、融和（もやい直し）に関して、累次にわたる水俣・芦北地域振興計画に基づき地域振興に取り組んでいる熊本県などの関係地方公共団体等と協力して、以下の施策を講ずることとしています。

なお、水俣病発生地域における取組については、甚大な環境被害からの再生・復興・地域社会の絆の修復、地域の中核企業の経済的影響力が低下してしまった状況における対策などの側面があることから、東日本大震災による被災地等への参考にもなり得ることも念頭に、環境省として最大限の努力をしてまいります。

（１）環境モデル都市としての取組・その他の地域振興の推進

①環境まちづくり戦略策定に係る支援

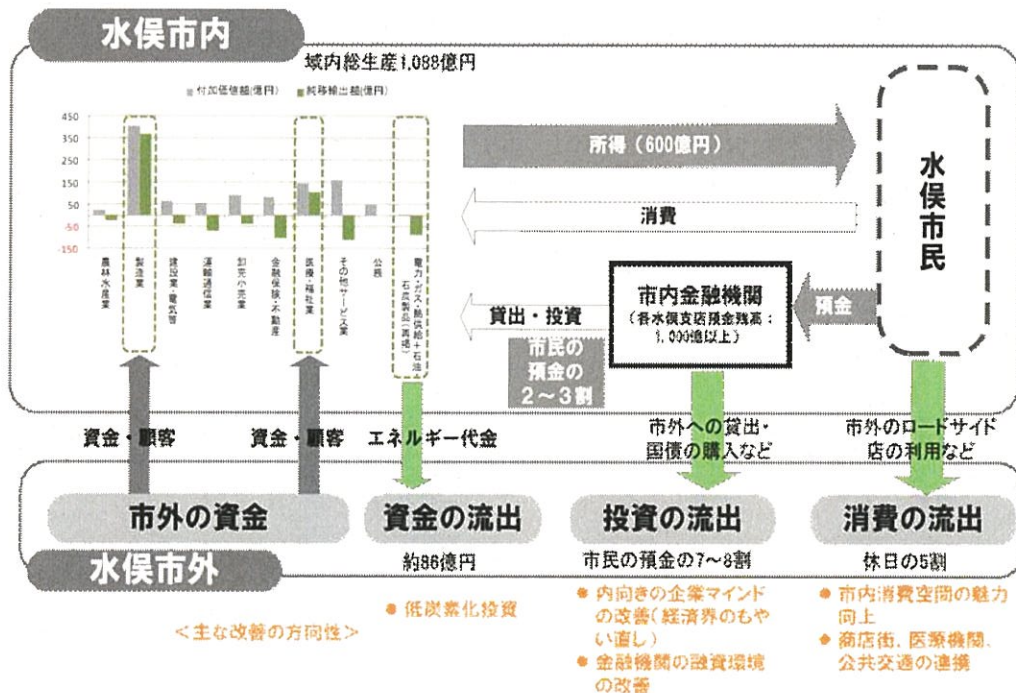
特措法に基づく救済措置の方針にある「環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然や豊富な地域資源などを積極的に活かして、エコツーリズムをはじめ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、水俣市に設置された平成 22 年度のみなまた環境まちづくり研究会（座長：大西隆東大大学院教授、日本学術



水俣市の市民・行政・専門家の合同会議の風景（本年３月４日。水俣市撮影。）

会議会長)、及び平成 23 年度の市民・行政・専門家協働の円卓会議において、科学的な分析手法に基づく地域経済の実態把握等を踏まえながらの議論、及びそれに基づく「環境まちづくり戦略」の策定を支援しました。

水俣市経済循環図



「水俣市平成 23 年度環境まちづくり推進事業概要報告書」からの抜粋資料に一部加筆。水俣市で生み出され、流れ込む資金が、市内で十分に循環せず、多くが市外に流出していることが伺われる。特に金融機関の預貸率は、県内他地域と比べても著しく低いとされる。地域内で新たなビジネスを興し、生産性を向上させるなどして、こうした市外（都市圏外）に流れる資金を、市内（都市圏内）で循環させることが重要。

②「環境首都水俣創造事業」の創設

上記の水俣市の「環境まちづくり戦略」等を踏まえつつ、水俣・芦北地域の振興を総合的に支援するため、平成 24 年度から「環境首都水俣創造事業」を創設し、同年度は国費 2 億円を計上しました。水俣病の経験を生かし地域の環境価値の向上による経済・産業基盤の強化に資する事業や、水俣病被害者を含む地域住民の交流を活性化させる「心豊かな公共空間」の整備による中心市街地活性化等の事業を支援していきます。

さらに、現状著しく低下している域内の経済循環の改善のための環境金融制度の構築、地域企業の連携の促進（「経済界のもやい直し」）のための基盤整備、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた調査・設計等を支援します。また、九州新幹線等で有名な水戸岡鋭治氏デザインによる改造車両を、水俣病発生地域を縦断する肥薩おれんじ鉄道に導入するなど、不知火海沿岸の水俣病被害者を含む交流の促進に資する事業に対して支援します。加えて、水俣市や熊本県が進める環境大学院構想などの具体化に向けた検討に協力します。

来年度以降においても、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を実現するため、ゼロカーボン産業団地の創出に向けた施設整備など、環境を切り口に地域経済の足腰の強化を図る事業等について引き続き支援してまいります。

＜当面実施する、又は検討している主な事業＞

- 水俣病被害者も多数働く水俣産業団地のゼロカーボン化に向けたバイオマス熱電併給施設等の設計・整備
- 地域経済循環を改善するための環境金融制度の構築
- 企業連携推進事業（経済界のもやい直し事業）
- 低炭素型温泉塩製造施設の整備
- 肥薩おれんじ鉄道の車両改造（観光列車の導入）
- 低炭素型観光商品の開発
- 環境に配慮した食の地域ブランドづくり
- 環境大学院構想等の具体化 など



水俣産業団地全景（水俣市撮影）

③国立水俣病総合研究センターによる取組

平成 23 年 7 月に、水俣市の市街地中心部に、地域の人々の交流促進にも資するよう、中心市街地活性化のための調査拠点を新たに開設しました。また、本年 7 月 5 日に慶応義塾大学大学院政策メディア研究科と、九州外の大学とでは初めてとなる連携・協力協定を締結し、環境をテーマとした研究を行う学生・研究者の受け入れ体制を整えました。

今後は、他の大学等とも連携しながら研究を通じて幅広く水俣病発生地域の振興に貢献し、また、国際的な水銀汚染の防止に関する条約の採択（予定）を受けた国際情報発信機能の強化等を念頭に、国立水俣病総合研究センターの所掌の拡大、体制の充実について検討します。



国水研と慶大院の連携・協力協定書



国立水俣病総合研究センター

（２）地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、引き続き進めていきます。具体的には、水俣病犠牲者の慰霊式、子供たちと水俣病被害者の方々との交流事業、水俣病問題の環境学習等を推進する事業、発生地域の子供たちが国内外に向けて水俣病の教訓等を発信していく担い手としての人材育成事業、新潟県におけるロバダン（炉端談義）の開催といったフィールドミュージアム事業などに対して補助を行っていきます。

また、新潟においても慰霊式の開催、慰霊碑の設置実現のため、関係者の合意が得られるよう、引き続き、関係地方公共団体や地元の方々と対応を検討します。

（３）人事交流の開始

本年 7 月 1 日から、環境省と水俣市の間で人事交流を開始しました。環境首都水俣創造事業等の地域振興事業の推進及び地域経済の活性化に事務レベルで取組む職員を環境省から派遣し、現場の行政を習得させつつ諸事業の検討・実施等への更なる貢献に努力します。他方、水俣市から環境省九州地方事務所に職員を受け入れ、国の制度及び国の事務事業の推進方法等を会得していただくともに、国と地方のパイプ役を担い、自治体の視点を国の行政に生かしていただくことを期待しています。

※胎児性患者を始めとする認定患者

水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

今後

在宅(住まい)

住まいの場確保、在宅支援の充実

支援施設B(通所)
・バリアフリー化(トイレの改修等)

支援施設A(通所+短期入所)
・通所施設バリアフリー化(トイレ改修・車椅子昇降機の設置)
・小規模多機能施設の新築

支援施設C(通所)
・老朽化に伴いプレハブ1棟を改修

支援施設D(通所)
・バリアフリー化(スロープ設置・トイレ改修等)

水俣市立 明水園(※医療機関)(短期入所、長期療養)
・家族棟、機能訓練室の新築
・家族棟の運営
・短期入所施設改修(量及び和式トイレ等の設置)

高齢化に対応できる住まいの場を確保

住まい(ケアホーム等)の確保

胎児性患者について、生涯にわたって生活を支援するため、支援の在り方に関する検討を開始

医療・介護等

医療・介護の充実

・自宅での家事援助、身体介護等を行う

・自治体ならびに基幹病院、患者や地域住民のための相談窓口を設置し、制度の説明や健康不安の解消に努める

・主要介護者の入院等により緊急時に既存の制度では不足しているサービス(家事援助、身体介護)を提供する

・中山間地域への訪問看護等について介護事業者の積極的な参入を促し、在宅生活基盤を支援を効果的に実施するための仕組み作り
・水俣病を理解したホームヘルパーの養成
・胎児性患者の介護を円滑に進めることができるホームヘルパーの確保
・サービスの質を向上させるための車両購入

サービスの質の向上・量の確保

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・理学療法士、作業療法士を施設や自宅へ派遣し、リハビリ指導を行う
・新潟県(調整中)
・柳井浦島(熊本県天草市)
・熊本県津奈木町

・水俣病診療の拠点を設置・ネットワーク構築
・神経内科専門医の派遣(神経内科外来の充実)

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

生き甲斐・趣味

趣味・生活の充実

・年齢期に充分に学習できなかった国語や算数教室、コミュニケーションのための手話教室等、生活の質を高めるための生きがいづくり

・地域住民との交流の場を提供する

・水俣病患者・被害者、障がい者による作詞・作曲公募入選の音楽祭開催(もやい音楽祭)

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

・健康不安の解消と暮らしの向上を目的としたケアブック作成、体力向上のための健康教室開催等

慰霊碑の設置、慰霊式の開催(新潟)に関する協議を継続

水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

※その他地域全体

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

今後

医療・介護等



医療・介護の充実

サービスの質の向上・量の確保

・自治体ならびに基幹病院に、患者や地域住民のための相談窓口を設置し、制度の説明や健康不安の解消に努める

・被害者利用施設関係者と行政担当者が定期的に意見交換を実施し、地域の保健福祉に関する要望を把握する

・中山間地域への訪問看護等について介護事業者の積極的な参入を促し、在宅生活基盤を支援する

・水俣病を理解したホームヘルパーの養成

・障がい者への介護サービスが不足している地域での事業所の確保

・障害者相談支援事業所の相談員を増員し、相談体制を充実

・胎児性患者等の幅広いニーズを把握し支援を効果的に実施するための仕組み作り

・地域住民自ら高齢者・障害者等を見守り支えあう活動の支援

・サービスの質を向上させるための車両購入

リハビリテーションの充実

熊島等医療福祉推進モデル事業

熊島等に居住する水俣病被害者及び家族、地域住民が安心して暮らしていけるように、当該地域の医療・福祉レベルを向上させるため、神経症状の緩和、運動障害等の改善、維持につながるリハビリテーション等をモデル事業として実施する

・獅子島（鹿児島県長島町）

・横浦島（熊本県天草市）

・健康不安の解消と寝たきり予防等を目的としたケアアップ作成、体力向上のための健康教室開催等

・理学療法士、作業療法士を施設や自宅へ派遣し、リハビリ指導を行う

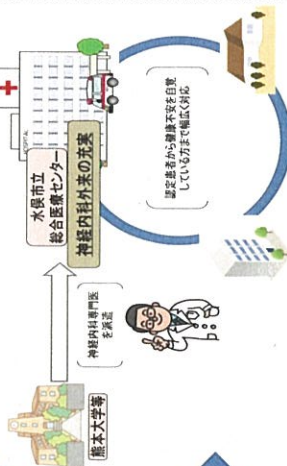
・御所浦島（熊本県天草市）

・熊本県津奈木町

・新潟県（調整中）

神経内科専門医の派遣（神経内科外来の充実）

水俣病診療の拠点を設置・ネットワーク構築



地域の医療機関、研究機関等とネットワーク構築

（急性期から長期療養・リハビリにも対応）

生き甲斐・趣味等



趣味・生活の充実

地域社会や住民との交流の場作り

・もやい館（水俣市）
・おれんじ館（水俣市）
・きずなの里（芦北町）

新築（平成9～10年）

・女島活力推進センター（芦北町）の新築

・いさな館（天草市）の新築

・水俣病患者・被害者、障がい者による作詞・作曲公募入選作の音楽祭開催（もやい音楽祭）

・PC教室や健康指導等、高齢者の生活の質を高めるための生きがいづくり、地域住民が交流を深めるためのふれあい作りを促進

配置棟の設置、配置式の開催（新潟）に関する協議を継続



健康不安者に対する健診事業について

かつて水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、あるいは、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康に不安を感じられる方が、年に一回、医師による健診、保健師による保健指導等が無償で受けられる事業を、平成24年度より開始致します。

1. 対象

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置に申請されなかった方で、下記の要件を満たす方。

熊本県及び鹿児島県	新潟県
昭和49年12月31日以前に1年以上、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方	昭和46年12月31日以前に1年以上、阿賀野川流域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方

2. 内容

健診	診察、問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、視力検査、聴力検査、心電図
保健指導	問診等から得られた情報を踏まえ、健康不安や一般的な生活習慣に関する指導を実施

3. 健診の実施場所

熊本、鹿児島、新潟の他、東京、愛知、大阪、広島、福岡（12箇所）

4. お申し込み

下記の様式1「健康不安者に対する健診登録申込書」及び様式2「魚介類摂取等申立書」をダウンロードし、御記入の上、住民票（原本1通）とともに下記の宛先まで郵送または御持参下さい。

申請先	様式（ダウンロード）	宛先
熊 本 県	様式1、様式2	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県 環境生活部 水俣病保健課 保健企画班
鹿 児 島 県	様式1、様式2	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県 環境林務部 環境林務課 環境保健係
新 潟 県	様式1、様式2	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県 福祉保健部 生活衛生課 営業・公害保健係

水俣病の認定をめぐる行政訴訟について

公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）等に基づく水俣病の認定申請を棄却された者が、処分の取消し等を求めた訴訟2件に関し、平成25年4月16日、最高裁判決が言い渡された。

① 溝口訴訟

【概要】

認定申請棄却処分を受けた水俣市の女性（昭和52年7月死亡）の遺族が熊本県を相手取り同処分の取消し等を求めたもの

【判決結果】

平成13年12月19日 熊本地裁に提訴
平成20年1月25日 熊本地裁判決（熊本県勝訴）
平成24年2月27日 福岡高裁判決（熊本県敗訴）
平成25年4月16日 最高裁判決（熊本県敗訴・確定）
平成25年4月19日 最高裁判決後、熊本県が認定

② F氏訴訟

【概要】

認定申請棄却処分を受けた大阪市の女性が熊本県を相手取り同処分の取消し等を求めたもの

【判決結果】

平成19年5月16日 大阪地裁に提訴
平成22年7月16日 大阪地裁判決（熊本県敗訴）
平成24年4月12日 大阪高裁判決（熊本県勝訴）
平成25年4月16日 最高裁判決（大阪高裁に差戻し）
平成25年5月7日 熊本県が控訴を取り下げて認定

水俣病の認定に係る最高裁判所の判決について

平成 25 年 4 月 18 日
環 境 省

- 4 月 16 日の最高裁判決において、行政側の主張が認められなかったことは、真摯に受け止める。
- 判決は、水俣病の認定において、症候の組み合わせが認められない場合には、総合的な検討を行って判断するものとしている。これを踏まえ、環境省としては、総合的な検討を含む認定基準の運用について、各県の協力を得ながら、より一層適切に取り組む。
- 認定制度の根幹である認定基準のありようについては、判決は、現行の基準である 52 年判断条件について、以下の理解・評価を示した。
 - 症候の組合せが認められる場合にそれ以上の立証の必要がないとするものであり、多くの申請について迅速かつ適切に判断するための基準としてその限度での合理性を有する。
 - 上記症候の組み合わせが認められない場合でも、諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除していない。
- このように、本判決において、行政庁の運用指針としての総合的な検討を含む 52 年判断条件は、否定されていない。
- 地域の人々が安心して暮らしていける社会を実現すべく、特措法の着実な実施、医療福祉、地域の再生融和、振興・雇用の確保のための取組も一層進める。

③石綿健康被害救済制度に関する最近の 動向について

- ・石綿健康被害救済制度における肺がん等の判定基準の見直しについて
- ・石綿健康被害判定小委員会の開催状況等について
- ・中皮腫登録事業について

石綿健康被害救済制度における肺がん等の判定基準の見直しについて

1. 経緯

石綿健康被害救済制度では、医療費等の給付に必要な認定において、指定疾病にかかった旨の医学的判定を行うこととされており、その判定基準は環境保健部長通知※により定められている。

※「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（指定疾病の追加）について」（平成 22 年 6 月 10 日環保企発第 100610001 号）

今般、石綿健康被害救済小委員会において、新たな知見等に基づき判定基準の見直しに関する検討を行い、その報告書に基づき、パブリックコメント等の手続きを経て、判定基準に係る環境保健部長通知の改正を行った。

【スケジュール】

平成 24 年 12 月 5 日 第 11 回 石綿健康被害救済小委員会

平成 25 年 4 月 12 日 第 12 回 石綿健康被害救済小委員会（報告書の取りまとめ）

4 月 25 日～5 月 24 日 パブリックコメントの実施

6 月 18 日 改正環境保健部長通知の発出

2. 判定基準の改正の概要

(1) 肺がんについて

肺がんの医学的判定では、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを 2 倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿による肺がんとして判定しているが、今回の改正により、これに該当する医学的所見として、次の場合が追加された。

ア 広範囲の胸膜プラーク所見

イ 肺組織切片中の石綿小体（従前からの取扱いの明示化）

(2) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚について

著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の医学的判定では、胸部単純エックス線写真により、肥厚の厚さが、最も厚いところで 5mm 以上であることを要件としてきたが、今回の改正により、この厚さ要件が廃止された。

**石綿健康被害救済制度における指定疾病に係る
医学的判定に関する考え方について
【概要】**

1. はじめに

石綿健康被害救済制度（以下「救済制度」という。）における医学的判定に関する考え方に関し、新たな医学的知見等に基づき、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において検討した結果を報告する。

2. 石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方について

(1) 肺がんについて

① 広範囲の胸膜プラーク所見を指標とする考え方について

労災制度の認定基準改正において参照した研究結果に基づき、本指標を採用して差し支えない。

② びまん性胸膜肥厚を指標とする考え方について

労災制度の認定基準改正において参照した研究は、実施時期が必ずしも新しくないこと、症例数が少ないこと、及び最新の研究と必ずしも一致しないことから、本指標を採用することは困難であり、今後更なる知見の収集に努めることが望まれる。

③ 石綿ばく露作業従事歴を指標とする考え方について

救済制度は、労災制度とは異なり、従事歴を厳密かつ迅速に調査する体制が整っていないこと、従事歴を確認するために必要となる客観的資料が乏しいこと等から、従事歴の厳密な精査には限界があり、本指標を採用することは困難である。

④ 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維を指標とする考え方について

従前より、肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったものとみなし、石綿による肺がんを判定する取扱いをしてきたところであり、本指標を明示することが望ましい。

(2) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚について

① びまん性胸膜肥厚に係る厚さの要件について

ILO国際じん肺基準において肥厚の厚さの基準が変更されたこと、胸部単純エックス線写真において肥厚の正確な厚さを測定することは困難であること等を勘案すると、肥厚の厚さは問わないこととすることが適当である。

3. おわりに

- ・本報告書の趣旨を踏まえて、速やかに医学的判定の考え方を改正し、迅速な救済が図られることを期待する。
- ・石綿による肺がんに関しては、今後とも更なる知見の収集に努めるべきである。
- ・繊維計測に必要な機材の確保や人材の育成等といった実施体制の整備を進める必要がある。また、申請者に対し十分説明した上で、繊維計測の希望の有無を確認することが望ましい。